

様式第 48（第 69 条関係）

託送供給約款変更届出書

魚ガス水第 489 号
令和 6 年 3 月 5 日

関東経済産業局長 太田 雄彦 殿

住所 新潟県魚沼市小出島 788 番地
氏名 新潟県魚沼市
 魚沼市長 内 田 幹 夫

ガス事業法第 48 条第 6 項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので届け
出ます。

変 更 の 内 容	別紙のとおり
実 施 期 日	令和 6 年 4 月 1 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

1. 変更を必要とする理由

令和4年度の託送収支計算書様式第3第5表の乖離率計算書において、令和2年4月から令和5年3月までの3ヶ年の想定原価及び想定需要量と実績費用及び実績需要量の乖離率が△15.59%となり、一定の乖離率(△5%)を超えたため、託送料金を見直し、引き下げを行うことにいたしました。

併せて、誤字脱字等の修正を行いました。

【参考】新旧託送供給約款の平均単価及び改定率 (税抜)

	旧平均単価 (円/m ³)	新平均単価 (円/m ³)	改定率 (%)
託送供給約款	29.83	26.57	△10.93

託送供給約款新旧対照表

現行の託送供給約款	備 考	変更後の託送供給約款
託 送 供 給 約 款 令和 <u>2年4月1日</u> 実施 新 潟 県 魚 沼 市	変 更	託 送 供 給 約 款 令和 <u>6年4月1日</u> 実施 新 潟 県 魚 沼 市

10. 契約の申込み及び成立

現行の託送供給約款	備 考
ー託送供給料金(2 部料金)での個別契約の申込みの場合ー (13)、(14) (略) (15) 個別契約は、市が託送供給依頼者の個別申込みを承諾した時に成立するものとします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、市と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申込みを承諾いたします。 (16)～(18) (略)	変 更

変更後の託送供給約款
ー託送供給料金(2 部料金)での個別契約の申込みの場合ー (13)、(14) (略) (15) 個別契約は、市が託送供給依頼者の個別契約の申込みを承諾した時に成立するものとします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、市と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申込みを承諾いたします。 (16)～(18) (略)

附則

現行の託送供給約款	備 考
1. 施行期日 この約款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。	変 更

変更後の託送供給約款
1. 施行期日 この約款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

(別表第 2) 受け入れるガスの性状、圧力、温度等の基準値並びにその測定方法の例及び監視方法

現行の託送供給約款	備 考
※基準値とは、受入地点においてガスが原則して常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。	変 更

変更後の託送供給約款
※基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

(別表第 4) 料金表

現行の託送供給約款	備 考
託送供給依頼者は、個別契約の申込みの際して、以下の料金表②から１つを選択していただきます。 なお、３部料金を選択する場合は、原則として年間契約とします。	削 除
〔２部料金〕	
1. 料金表Ａ	
(1) 定額基本料金	
1 か月及び１個別契約につき	<u>500.00 円</u>
(2) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	41.00 円
〔３部料金〕	
2. 適用	
(1) 工業用選択託送料金 別表第１(1)で定める最高圧力を超える供給かつ 250 立方メートル毎時を超えるガスメーターを設置する場合に適用します。	
3. 工業用選択託送料金	
(1) 定額基本料金	
1 か月及び１個別契約につき	<u>86,000.00 円</u>
(2) 流量基本料金	
1 立方メートルにつき	<u>600.00 円</u>
(3) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	5.00 円

変更後の託送供給約款	
託送供給依頼者は、個別契約の申込みに際して、以下の料金表から1つを選択していただきます。 なお、3部料金を選択する場合は、原則として年間契約とします。	
〔2部料金〕	
1. 料金表A	
(1) 定額基本料金	
1 か月及び1 個別契約につき	480.00 円
(2) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	41.00 円
〔3部料金〕	
2. 適用	
(1) 工業用選択託送料金 別表第1(1)で定める最高圧力を超える供給かつ250 立方メートル毎時を超えるガスメーターを設置する場合に適用します。	
3. 工業用選択託送料金	
(1) 定額基本料金	
1 か月及び1 個別契約につき	80,000.00 円
(2) 流量基本料金	
1 立方メートルにつき	490.00 円
(3) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	5.00 円

様式第1（第3条関係）

第1表

ガ ス 需 要 計 画

(単位：千m³)

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度	原価算定期間計	備考
需要量	13,456	13,554	13,596	13,571	13,599	40,766	(43.9535MJ)

- (注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

設 備 投 資 計 画

(単位：百万円)

	R4年度実績	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度	原価算定期間計	備考
土地	0	0	0	0	0	0	
建物	0	0	0	0	0	0	
供給設備	ガスホルダー	3	0	0	0	0	
	その他機械装置	0	0	0	0	0	
	主要導管	17	46	0	0	0	
	本支管（主要導管以外）	61	26	175	58	90	323
	供給管	12	11	16	11	11	38
	その他	2	2	4	8	1	13
	計	95	85	195	77	102	374
業務設備	5	1	0	0	0	0	
合 計	100	86	195	77	102	374	
工事負担金等（合計の内訳）	13	0	24	0	0	24	

- (注) 消費税額を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。

様式第2（第4条及び第5条関係）
第1表

営業費等算定総括表

（原価算定期間：令和6年4月～令和9年3月）

（単位：千円）

項 目		金 額	備 考
労務費	役員給与	0	
	給料	144,723	
	雑給	39	
	賞与手当	45,531	
	法定福利費	36,729	
	厚生福利費	321	
	退職手当	17,742	
計		245,085	
諸経費	修繕費	142,500	
	電力料	4,104	
	水道料	36	
	使用ガス費	4,155	
	消耗品費	50,903	
	運賃	36	
	旅費交通費	135	
	通信費	5,697	
	保険料	715	
	賃借料	1,965	
	委託作業費	101,004	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）	149	
	試験研究費	0	
	教育費	333	
	需要開発費	0	
	たな卸減耗費	990	
	固定資産除却費	8,153	
	貸倒償却	0	
	雑費	<0> <1,360> 1,360	寄付金に係る費用 団体費に係る費用
	需給調整費	0	
	バイオガス調達費	0	
	需要調査・開拓費	0	
	事業者間精算費	170,578	
計		492,813	
減価償却費		370,149	
営業外費用		0	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		0	
合 計		1,108,047	

- （注） 1. 雑費の上段< >には寄付金に係る費用を、下段< >には団体費に係る費用を内数として記載すること。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること。
3. 該当事項がない欄には記載することを要しない。

第 3 表

事業報酬算定総括表（地方公共団体）

（原価算定期間：令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月）

（単位：千円）

	金 額	備 考
企業債利息	4,585	
一時借入金利息	0	
他会計からの繰入金利息	0	
小 計	4,585	
期首固定資産帳簿価額（A）	3,923,340	
期末固定資産帳簿価額（B）	3,868,872	
[（A）＋（B）]／2×2％	77,922	
事業報酬額	82,507	

様式第 4 （第 7 条関係）
第 1 表

控除項目算定総括表

（原価算定期間：令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月）（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	27	
事業者間精算収益	0	
合 計	27	

- （注） 1．備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
2．該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

様式第5（第8条から第12条まで関係）
第1表

原価等整理表

（単位：千円）

項 目		供給販売費	一般管理費	その他項目	合計
営 業 費	労務費	役員給与	0	—	0
		給料	144,723	—	144,723
		雑給	39	—	39
		賞与手当	45,531	—	45,531
		法定福利費	36,729	—	36,729
		厚生福利費	321	—	321
		退職手当	17,742	—	17,742
		計	245,085	0	245,085
	諸経費	修繕費	142,500	—	142,500
		電力料	4,104	—	4,104
		水道料	36	—	36
		使用ガス費	4,155	—	4,155
		消耗品費	50,903	—	50,903
		運賃	36	—	36
		旅費交通費	135	—	135
		通信費	5,697	—	5,697
		保険料	715	—	715
		賃借料	1,965	—	1,965
		委託作業費	101,004	—	101,004
		租税課金	149	—	149
		試験研究費	0	—	0
		教育費	333	—	333
		需要開発費	0	—	0
		たな卸減耗費	990	—	990
		固定資産除却費	8,153	—	8,153
		貸倒償却	0	—	0
		雑費	1,360	—	1,360
		需給調整費	0	—	0
		バイオガス調達費	0	—	0
		需要調査・開拓費	0	—	0
		事業者間精算費	170,578	—	170,578
		計	492,813	0	492,813
	減価償却費		370,149	0	370,149
営業外費用		—	—	0	0
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		—	—	0	0
事業報酬		—	—	82,507	82,507
小 計 （A）		1,108,047	0	82,507	1,190,554
控 除 項 目	営業雑益		—	—	0
	雑収入		—	—	27
	事業者間精算収益		—	—	0
計 （B）		—	—	27	27
合計（原価等）（C）＝（A）－（B）		—	—	—	1,190,527

（注） 1. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ）。

2. 中小事業者は、供給販売費と一般管理費とを合わせて記載することができる（以下この様式において同じ。）。

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金 額
ホルダー原価		183,831
供給需要原価	高圧導管原価	0
	中圧導管原価	167,048
	中圧A導管原価	—
	中圧B導管原価	—
	低圧導管原価	435,761
	計	602,809
需要家原価	供給管原価	90,150
	メーター原価	76,973
	検針原価	10,169
	内管保安原価	56,017
	計	233,309
託送供給特定原価		170,578
合 計（原価等）		1,190,527

（注）記入に当たっては各一般ガス導管事業者の原価項目に合わせて、欄を加えて記載することができる（以下この様式において同じ。）。

第2表補足

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：％)

		供給販売費			一般管理費			その他項目					
		労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・地方 法人税・住民税	控除項目		
											営業雑益	雑収入	事業者間精 算収益
ホルダー原価		22.10	9.90	17.88					17.88			100.00	
供給 需要 原価	高圧導管原価	0.00	0.00	0.00					0.00				
	中圧導管原価	18.96	9.70	16.08					16.07				
	中圧A導管原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中圧B導管原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	低圧導管原価	27.66	24.21	54.94					54.95				
	計	46.62	33.91	71.02	0.00	0.00	0.00	0.00	71.02	0.00	0.00	0.00	0.00
需要 家 原価	供給管原価	9.63	4.54	9.76					9.76				
	メーター原価	3.24	12.87	1.24					1.24				
	検針原価	2.72	0.64	0.07					0.07				
	内管保安原価	15.69	3.53	0.03					0.03				
	計	31.28	21.58	11.10	0.00	0.00	0.00	0.00	11.10	0.00	0.00	0.00	0.00
	託送供給特定原価		0.00	34.61	0.00					0.00			0.00
合計（原価等）		100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	100.00	0.00

（注） 1. 機能別原価に配分した比率を記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 配分率は、小数点以下第3位を四捨五入し記載すること（以下この様式において同じ。）。

第3表

減少事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
還元額（１）	82,507	
内部留保相当額控除額（２）	24,688	
減少事業報酬額（３）＝（１）＋（２）	107,195	

（注）備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること。

第4表

減少事業報酬額の減少機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金 額
ホルダー原価		19,164
供給需要原価	高压導管原価	0
	中圧導管原価	17,232
	中圧A導管原価	—
	中圧B導管原価	—
	低压導管原価	58,902
	計	76,134
需要家原価	供給管原価	10,461
	メーター原価	1,330
	検針原価	75
	内管保安原価	31
	計	11,897
託送供給特定原価		0
合 計 (減少事業報酬額)		107,195

第4表補足

減少事業報酬額の項目別の減少機能別原価への配分率表

(単位：％)

機能別原価項目		比 率
ホルダー原価		17.88
供給需要原価	高压導管原価	0.00
	中圧導管原価	16.08
	中圧A導管原価	—
	中圧B導管原価	—
	低压導管原価	54.94
	計	71.02
需要家原価	供給管原価	9.76
	メーター原価	1.24
	検針原価	0.07
	内管保安原価	0.03
	計	11.10
託送供給特定原価		0.00
合 計 (減少事業報酬額)		100.00

第5表

減少事業報酬額減少後の機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金 額
ホルダー原価		164,667
供給需要原価	高圧導管原価	0
	中圧導管原価	149,816
	中圧A導管原価	—
	中圧B導管原価	—
	低圧導管原価	376,859
	計	526,675
需要家原価	供給管原価	79,689
	メーター原価	75,643
	検針原価	10,094
	内管保安原価	55,986
	計	221,412
託送供給特定原価		170,578
合 計 (原価等)		1,083,332

第5表補足

減少事業報酬額減少後の機能別原価への配分率表

(単位：%)

機能別原価項目		比 率
ホルダー原価		15.20
供給需要原価	高圧導管原価	0.00
	中圧導管原価	13.83
	中圧A導管原価	—
	中圧B導管原価	—
	低圧導管原価	34.78
	計	48.61
需要家原価	供給管原価	7.36
	メーター原価	6.98
	検針原価	0.93
	内管保安原価	5.17
	計	20.44
託送供給特定原価		15.75
合 計 (原価等)		100.00

様式第 6 （第 1 4 条関係）
第 1 表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千 m ³)	平均単価 (a ／ b) (円／ m ³)	想定料金収入 (千円)
1, 083, 332	40, 766	26. 57	1, 083, 268

第 2 表

選択的託送供給約款料金種別一覧表

選択的託送供給 約款料金の名称	料金の内容	(設定・変更の別)	実施期日	備考
工業用選択託送料金	2. 5キロパスカルを超え る圧力で供給し、 250m ³ /h以上のメーター を設置	変更	令和6年4月1日	

様式第 8 （第18条及び第19条関係）

第 2 表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原価算定期間：令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月）

（単位：千円）

	金額
届出託送供給約款料金原価等 （財政体質強化原資）	1, 083, 332 (0)
託送供給約款の変更前料金収入	1, 101, 635
託送供給約款料金引下げ原資	18, 303
需要量（千m ³ ）	40, 766

一般ガス導管事業者が定める算定方法一覧表

算定規則の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由
第4条、第6条及び第9条	託送資産の算定・整理における直課不能分の取扱いについて、製造設備分を除外した上で固定資産金額比により配賦するもの。	直課不能分の資産に製造設備（託送資産外）に関するものは含まれていないが、同設備分を含め整理すると必要以上に託送資産外に配分されるため。